		―――その他のもの				―――その他のもの		
	021	―――――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの	ＫＧ		021	―――――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの	ＫＧ	
	029	―――――その他のもの	ＫＧ		029	―――――その他のもの	ＫＧ	
7210.50				7210.50				
ｓ		［略］		ｓ		［同左］		
7210.90				7210.90				
72.11		［略］		72.11		［同左］		
72.12		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル未満のものに限る。）		72.12		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル未満のものに限る。）		
7212.10		［略］		7212.10		［同左］		
7212.20		［略］		7212.20		［同左］		
7212.30		―亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		7212.30		―亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		
	020	――溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号イに該当するもの（第7210.49号に該当するものを除く。）	ＫＧ			［新規］		
	010	――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの	ＫＧ		010	――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5.0％以上13.0％以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2.0％以上4.0％以下のもの	ＫＧ	
	090	――その他のもの	ＫＧ		090	――その他のもの	ＫＧ	
7212.40				7212.40				
ｓ		［略］		ｓ		［同左］		
7212.60				7212.60				
72.13				72.13				
ｓ		［略］		ｓ		［同左］		
72.24				72.24				
72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）		
		［略］				［同左］		
7225.11				7225.11				
ｓ		［略］		ｓ		［同左］		
7225.50				7225.50				
		―その他のもの				―その他のもの		
7225.91		［略］		7225.91		［同左］		